

# 1. 地 勢

三重県は東海道の西尾に位し南海道の東頭に跨るその地東北より斜に西南に延び東南は総て海を控へ西北は概ね山に依り愛知、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山の1府5県と隣接し管轄する所伊勢、伊賀、志摩の3国及び紀伊国南北牟婁の2郡にして総面積5,765方秆28(373方里996)、海岸線延長600秆80あり今その地形を大別すれば次の如し

伊 勢 国〔地形〕 県の北境より内海に沿い南方に展開して県地の大半を占め東西の広き処72秆、南北111秆27

(10郡6市) 面積3,787方秆17(245方里73)あり

〔山脈〕 南方紀伊、大和の界に起り西より北に連亘し近江、美濃の界に至るその支脈東に赴くもの伊勢、志摩の界をなす

〔水脈〕 諸川皆西南の山間より発し東流して南海に注ぐ、北境別に尾張、美濃より来るものあり南流して亦内海に入る

〔海岸線延長〕 尾張国境より志摩国境まで96秆36及び志摩国境より紀伊国境まで133秆93あり

〔地質〕 西南部は山岳連亘して平地少なきも東北沿海の地は平坦膏腴にして穀果豊に稔り又漁利に富む

〔境界〕 東は内海に臨みその一部志摩に連る南は一半紀伊に接し一半太平洋に臨む西は山嶺を以て大和、伊賀、近江を割り北は一部美濃に接し一部川を隔てて尾張に隣す

伊 賀 国〔地形〕 伊勢の西方に位し四山圍繞して自ら一区域をなし内部も亦丘陵起伏して平地少し東西28秆15、南北44秆(2郡1市) 18、面積688方秆57(44方里64)あり

〔山脈〕 東方伊勢国界の山脈南するものは大和に接し北するものは近江に連り西方は別に数脈ありて大和と相錯る

〔水脈〕 諸川総て東南の山間より出て西流して山城に至り木津川となる

〔地質〕 内地岡阜多しと雖沿河の地は平坦にして天穀能く熟す

〔境界〕 東は山嶺を以て伊勢に界し南より西半は大和にその西半は山城に接し北は近江に隣す

志 摩 国〔地形〕 伊勢の東南隅に接し三面海に瀕して岬灣島嶼多し東西29秆78、南北32秆18、面積277方秆24(17方里)(1郡)あり

〔山脈〕 伊勢南部の余脈に延及して数多の丘陵となる

〔水脈〕 短流数条西北の山間より東南に流れ海に注ぐ

〔海岸線延長〕 194秆18あり

〔地質〕 地域偏小にして山岳多く地味伊勢に比して稍劣れるも漁獲採藻の利甚だ饒かなり

〔境界〕 東、南、北三方は海に臨み西は山で伊勢に界す

紀伊国の内〔地形〕 伊勢の南方に当り地形細長東方一帯は海に面し峰巒起伏して平地少し東西52秆91、南北56秆18、面積(南牟婁郡) 1,012方秆30(65方里64)あり

(北牟婁郡)

〔山脈〕 西方大台ヶ原山の支脈郡内に瀾漫し総て海浜に赴く

〔水脈〕 諸川総て西方の山間より発し東流して海に入る

〔海岸線延長〕 南牟婁郡77秆24、北牟婁郡99秆09あり

〔地質〕 瀕海の地は多沙にして山間は最も植林に適し長杉老檜到る処に森鬱たり

〔境界〕 東一面は海に臨み北及び西は山岳を以て伊勢、大和に界し南は川を以て和歌山県所管の東牟婁郡に隣る

## 2. 管 轄 地 の 沿 革

本県は藩治の始めより明治の初年に至るまで、伊勢国に津(藤堂氏)亀山(石川氏)桑名(久松氏)長島(増山氏)神戸(本多氏)菟野(土方氏)久居(藤堂氏)の七藩が分封管治して、忍(松平氏)吹上(有馬氏)和歌山(徳川氏)鳥羽(稲垣氏)一の宮(加納氏)の藩の別邑山田奉行所、大津及び笠松代官所等の支管所在が交錯しており、また伊賀国は津藩に志摩国は鳥羽藩に紀伊国南北牟婁2郡は和歌山藩及び新宮藩(水野氏)に属していた。

明治2年6月各藩版籍を奉還し7月には度会府を改めて県とし大津、笠松2県の管地はこれに属した。4年7月いわゆる廃藩置県となり11月津、亀山、桑名、長島、神戸、菟野、一の宮及び久居、度会、和歌山、忍、吹上等の管地と安濃郡以北及び伊賀国を併せて安濃津県を置き、また鳥羽、新宮及び度会、津、久居、和歌山の管地と一志郡以南及び志摩国、紀伊国南北牟婁2郡を併せて度会県を置いた。5年3月に至り安濃津県は改めて三重県と称し9年4月には度会県を廃して三重県に合しここに全く一県統轄に帰し三重県として今日に及んでいる。